

第5節 し尿の適正処理

1 し尿処理の流れ

本市から発生する生活排水は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽により処理されています。合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥およびくみ取り便所から発生するし尿は収集運搬され「新川園衛生処理場」で処理しています。

また、新川園衛生処理場から排出される脱水汚泥は、ごみと一緒に君津地域広域廃棄物処理施設で中間（溶融）処理され、これにより発生した溶融飛灰は、民間の最終処分場で最終処理（埋立処分）しています。

2 し尿・浄化槽汚泥処理量

本市のし尿・浄化槽汚泥処理量については、ほぼ横ばいで推移していますが、世帯数や事業所数の増加により、処理量の増加も見受けられます。

表 5-5-1 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移 (K ℓ)

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
し尿処理量	3,298.92	3,092.25	3,032.29	2,801.26	2,673.61	2,643.56
浄化槽汚泥処理量	30,536.58	30,389.26	30,563.45	30,070.94	30,390.52	30,766.30
合 計	33,935.50	33,481.31	33,595.74	32,872.20	33,064.13	33,409.86

3 し尿・浄化槽汚泥の処理にかかる経費

し尿・浄化槽汚泥処理施設の運転管理業務委託費など、し尿・浄化槽汚泥の処理にかかる経費は、以下のとおりです。

表 5-5-2 し尿・浄化槽汚泥の処理にかかる経費の推移

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
し尿・浄化槽汚泥処理経費 (千円)	80,364	76,436	75,729	77,109	84,142	92,293
1k ℓ 当たり経費(円)	2,368	2,283	2,254	2,346	2,545	2,762

* 処理により発生した脱水汚泥の君津地域広域廃棄物処理施設における中間（溶融）処理経費及び溶融飛灰の最終処分経費は含まれていません。

4. 合併処理浄化槽の設置促進

浄化槽法の改正により、平成13年4月から単独処理浄化槽の新設が禁止され、既存の単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換に努力することが求められています。また、公共下水道水洗化人口と合併処理浄化槽人口の増加により、単独処理浄化槽人口やし尿収集（汲み取り）人口は減少してきていますが、公共用水域の保全のためには、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を、更に促進していく必要があります。

このため、市では、下水道事業計画区域を除く市内全域を対象に、合併処理浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付し、設置促進に努めています。

今後も引き続き、単独処理浄化槽あるいはくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対して補助することに重点を置くとともに、新規設置については、高度処理型浄化槽に対する補助を実施し、普及率の向上を図っていくこととしています。

表 5-5-3 合併処理浄化槽設置事業補助金交付実績の推移 (基・千円)

区 分	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度		
	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	
通常分	28	12,432	24	10,656	22	9,768	23	10,212	23	10,902	24	11,376	
転換分	11	6,544	7	4,208	1	544	5	2,960	1	484	3	1,612	
転換 補助	単独か らの転 換	7	4,368	5	3,120	0	0	3	1,872	0	0	2	1,128
	くみ取 りから の転換	4	2,176	2	1,088	1	544	2	1,088	1	484	1	484
合 計	39	18,976	31	14,864	23	10,312	28	13,172	24	11,386	27	12,988	